

答 申

第1 審査会の結論

山形県警察本部長の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人〇〇〇〇氏は、平成31年4月24日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「私が〇〇警察署に赴き、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した交通事故の届出が分かる文書、現場検証等の図面及び写真」、「私が前記に関する届出について、事故発生現場及び〇〇警察署に滞在した時間が分かる文書」及び「前記に関して、私が当日持参した来署を証明する書面に、記入を拒否した根拠及びその経緯が分かる文書」の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。
- 2 また、同審査請求人は、令和元年8月3日、条例第4条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が第三者から追い回され事故に至った件を、〇〇警察署に対して相談ないし申告した内容に係る一切の文書」及び「前記について、車を運転していた〇〇〇〇ら3名を処分しないとの結論に至った経緯及びその理由に係る一切の文書」の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。
- 3 実施機関は、本件開示請求①及び②に対応するいずれの公文書においても、当該公文書の存否を明らかにすることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第6条第2項に基づき、当該公文書の存否を明らかにせずに、開示をしない旨の計2件の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年5月9日付け広（情）第12-1号公文書不開示決定通知書及び令和元年8月19日付け広（情）第21-1号公文書不開示決定通知書により、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和元年8月3日及び令和元年10月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し計2

件の審査請求を行った。

- 5 実施機関は、令和元年11月14日及び令和2年1月9日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該2件の審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求①について、現場検証等に関する文書の開示は、審査請求人が関係した書面であり、第三者と衝突した事実とは異なり、第三者の権利利益を害するおそれはない。
- (2) また、本件開示請求②について、審査請求人が相談ないし申告した内容及び3名を処分しないとの結論に至った経緯及びその理由を問うことは、当事者として当然の権利であり、第三者の権利利益を害するおそれはない。
- (3) (1)及び(2)より、開示しない理由に記載されている条例第6条第2項該当と判断するのは誤りである。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 情報公開制度は、県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定については、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなる。
- (2) 本件開示請求①の内容は、いずれも審査請求人自身の交通事故届出に関すること

であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

- (3) これについて、「不開示」として当該公文書が存在することを示せば、審査請求人個人の交通事故届出があった、「不存在」として当該公文書が存在しないことを示せば、審査請求人個人の交通事故の届出がなかった、ということが判明し、公文書の存在・不存在を明らかにすることで、個人に関する情報を開示することとなるため、条例第6条第2項により、存否を含めて不開示とした。
- (4) また、本件開示請求②の内容は、審査請求人自身の相談又は申告に関すること及び特定個人3名の処分に関することであり、いずれも条例第6条第1項第2号に該当する。
- (5) これについて、「不開示」として当該公文書が存在することを示せば、審査請求人個人の相談又は申告があったこと及び特定個人3名が追い回し行為に関わった、「不存在」として当該公文書が存在しないことを示せば、審査請求人個人の相談又は申告がなかったこと及び特定個人3名が追い回し行為に関わっていない、ということが判明し、公文書の存在・不存在を明らかにすることで、個人に関する情報を開示することとなるため、条例第6条第2項により、存否を含めて不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の審査について

本件の審査にあたっては、同一の審査請求人からの同一の実施機関に対する審査請求で、審査請求の内容も同趣旨であったことから、2件の審査請求について、一括して審査を行った。

2 条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報」、「ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」、「ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示を

することがより必要であるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

3 条例第6条第2項の規定について

条例第6条第2項は、「開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる」と規定している。

4 本人からの公文書開示請求について

審査請求人は、「現場検証等に関する文書の開示は、審査請求人が関係した書面であり、第三者と衝突した事実とは異なり、第三者の権利利益を害するおそれはない」、「審査請求人が相談ないし申告した内容及び3名を処分しないと結論に至った経緯及びその理由について、審査請求人が問うことは、当事者として当然の権利であり、第三者の権利利益を害するおそれはない」と主張している。

しかし、条例が定める開示請求制度は、山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（平成10年3月24日付け総第600号総務部長通知）によると、「県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定についても、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなるものである。公文書に記録されている自分の個人情報については、別途、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）に基づいて開示請求ができるものである」としている。

したがって、条例に基づく開示請求の場合は、たとえ開示請求者自らの情報であっても、開示請求者以外の第三者が開示を求める場合と同じ取扱いをするものであることから、その情報が条例で規定する不開示情報に該当する場合や、存否を明らかにすることが不開示情報を公にすることと同様になる場合には、いずれも不開示となるものである。

5 条例第6条第2項該当性について

- (1) 当審査会では、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、条例第6条第1項第2号の規定により保護しようとする個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて、それぞれ検討を行った。
- (2) 本件開示請求①における、「私が〇〇警察署に赴き、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した交通事故の届出が分かる文書、現場検証等の図面及び写真」、「私が前記に

関する届出について、事故発生現場及び〇〇警察署に滞在した時間が分かる文書」及び「前記に関して、私が当日持参した来署を証明する書面に、記入を拒否した根拠及びその経緯が分かる文書」については、いずれも特定個人の交通事故に関する情報である。これら個人を特定した開示請求に対して、公文書が存在しているか否かを明らかにすることは、特定個人の交通事故が存在したか否か、又は、特定個人が特定日時に発生した交通事故の関係者であるか否かが判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 次に、本件開示請求②における、「私が第三者から追い回され事故に至った件を、〇〇警察署に対して相談ないし申告した内容に係る一切の文書」及び「前記について、車を運転していた〇〇〇〇ら3名を処分しないと結論に至った経緯及びその理由に係る一切の文書」については、本件開示請求①と同様、いずれも特定個人の交通事故に関する情報である。これら個人を特定した開示請求に対して、公文書が存在しているか否かを明らかにすることは、特定個人の交通事故が存在したか否か、又は、特定個人が特定日時に発生した交通事故の関係者であるか否かが判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。

(4) (2)、(3)のいずれにおいても、存否を明らかにすることで判る情報は、条例第6条第1項第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当する情報とは言えない。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
令和元年11月14日	審査庁から諮問を受けた。(本件開示請求①関係)
令和2年1月9日	審査庁から諮問を受けた。(本件開示請求②関係)
令和2年8月27日 (第56回審査会)	事案の審議を行った。
令和2年10月30日 (第57回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊 藤 春 江	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
渡 辺 麻 里	弁護士	委員